
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 第 66 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 66 回收益認識専門委員会（2016 年 6 月 23 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に寄せられた主な意見及び適用上の課題の概要（審議事項(3)-2）

識別された 17 の論点及び適用上の課題の分析の内容について -質問 3-

（【論点 1】契約の結合（ステップ 1））

2. 日本の税務において契約単位を否定することはほとんどなく、契約の結合の取扱い
は、税務申告に影響を与える可能性があるため、日本の実務には馴染まない可能性
がある。

（【論点 6】変動対価（売上等に応じて変動するリベート、仮価格等）（ステップ 3））

3. 変動対価として、仮価格、値引き、リベート等が挙げられているが、交渉中の価格
等が変動対価の対象になるのか不明確であり、例示によって意図しない誤解を生じ
させる懸念がある。共通の理解のために言葉の定義等を丁寧に検討する必要がある。

（【論点 9①】一定の期間にわたり充足される履行義務（進捗度を合理的に算定できる 場合）（ステップ 5））

4. 「支払を受ける強制可能な権利」という要件を満たすかどうかの判断が難しい。
個々の契約書レベルで当該要件を検討するよりも、我が国の民法に照らして一律に
対応できることが望ましい。
5. 建設業において、すべての工事について進行基準が適用される場合には、処理が煩
雑になり、重要性の低い工事については簡便的な処理が可能となることを示すべき
である。

【論点 10】一時点で充足される履行義務（ステップ5）

6. 収益認識の時期を出荷基準からリスクの移転の考え方に基づく基準に変更したときの経験では、顧客から証憑を入手する等の対応が必要となる可能性があり、大きな労力が必要となる。
7. 意見募集文書では、重要性について期跨ぎ取引（期末日前に出荷し期末日後に顧客が検収する取引等）についての記載があるが、企業間で整合性が図れない可能性があり、重要性の閾値を設けることも考えられるのではないかと。
8. PFI 事業を営む特別目的会社の施設設備は、割賦基準によることが多いが、一時点に売上を計上することが必要となると、実務に影響がある。

【論点 11】顧客の未行使の権利（商品券等）（ステップ5）

9. 企業が付与した株主優待券については、商品券と類似する性質があるため、併せて検討することが望まれる。

開示（注記事項）の有用性及び懸念について -質問 5-

（開示に関する全般的事項）

10. IASB による IFRS 第 15 号の開発にあたっては、我が国の意見として、開示が過剰とならないように、コスト・ベネフィットをよく見極めるべきである、業種業態に応じて開示の内容を変えるべきであるとの意見を発信しており、その点を今回の基準開発にあたって考慮すべきである。

今後の検討の進め方（審議事項(3)-3）

（新基準を適用する企業の範囲）

11. IFRS 任意適用企業、日本基準を用いる上場企業、非上場企業のいずれを検討の対象とするかによって、それぞれのニーズが異なることから、対応方針が異なると考えられる。

12. IFRS 任意適用企業にとっては IFRS 第 15 号と同一の文言が望ましく、非上場企業にとっては、表現を変えるだけではなく免除規定等を追加するニーズがあると考えられる。
13. 例えば、ポイントの会計処理について、引当金方式ではなく、収益配分方式とする場合には、現行の実務からの変更となり企業の負担が生じる。一方で、引当金方式とする場合には、IFRS 任意適用企業にとって便益がない可能性がある。両方を併存させることも検討すべきである。両方の会計処理を選択適用とすることも考えられるが、まず基準開発における対象企業の範囲についてのスタンスを明確にする必要があるのではないか。

(会社計算規則及び企業会計原則)

14. 開発する基準について、会社計算規則や企業会計原則との関係を検討する必要がある。

(当面の検討対象に個別財務諸表を加えるかについて)

15. 「連結財務諸表をベース」として対応を検討することが提案されているが、個別財務諸表も含めて議論を進めるべきである。

(「理解しやすい表現とした文案」について)

16. 日本語の表現を変えるだけでは、IFRS 任意適用企業、日本基準を用いる上場企業、非上場企業いずれにとっても便益はないと考えられる。
17. 例えば、IFRS 第 15 号の日本語訳では「観察可能なインプット」となっている文言が「理解しやすい表現とした文案」では「直接入手できるインプット」としているが、表現を変えることによって IFRS 第 15 号の内容と異なる可能性がある。
18. 「理解しやすい表現とした文案」について、厳密には細かい点が IFRS 第 15 号とは異なる可能性があるものの、日本基準として平易な文章に置き換え、規定をシンプルにすることにより、規定の内容の理解に資するものとなるため、その方向性に賛成する。
19. 仮に開発する基準本文を理解しやすい表現とした場合でも、整合性の観点から、その基準に対する適用指針や結論の背景における記載と一緒に検討する必要があるのではないか。
20. 仮に理解しやすい表現を検討する場合、IFRS 第 15 号を基礎として要約する形式とするのか、さらに噛み砕いた表現とするのかについて、方向性を検討する必要がある。

(日本基準との相違)

21. 日本基準と相違がある場合、その内容について、取り入れるべきものとそうでないものを区分する必要がある。
22. 日本基準における実務で行われている処理の多くは、IFRS 第 15 号でも受入可能ではないか。
23. 企業会計原則における実現主義や、ASBJ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における「投資のリスクからの解放」、工事契約基準における成果の確実性との関係はどうなるか。
24. IFRS 第 15 号の考え方は広義の実現主義と類似していると理解しており、日本基準との考え方との相違については、それほど考慮する必要はない。

(個別の論点の検討について)

25. 次回の専門委員会において、論点 4, 6, 7, 13 を取り扱うことされているが、寄せられたコメントが多かった論点 9 (一定の期間にわたり充足される履行義務) や論点 10 (一時点で充足される履行義務) を先に取り扱うのが良いのではないか。

以 上